

※ 収支内訳書や医療費の集計表は、事前にご自分で作成してきてください。申告会場の職員が作成することはできません。

【申告の注意点】

■医療費控除について

自分自身や家族のために平成28年中に支払った医療費の合計額が10万円（総所得金額などが200万円未満の方は総所得金額等の5パーセント）を超えた場合、その金額から超えた分（上限200万円）について医療費控除を受けることができます。

医療費控除を受ける場合は、支払った金額の領収書が必要となります。（「医療費のお知らせ」は領収書ではないため、資料とはなりません。）

■医療費控除による還付について

医療費控除とは、所得税や町県民税の計算に使用する控除の1つです。医療費控除を含めて税額を計算した結果、「納めすぎていた税金」が戻ってくるのであって、「医療費」そのものが戻ってくるわけではありません。申告する人の所得や控除、税額によっては医療費控除を申告しても還付金がない場合がありますのでご了承ください。

■医療費控除の対象となるもの（例）

- ▽医師などによる診療を受けるために直接必要な入院費、通院費、診察費、医薬品の購入費など
- ▽かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費など
- ▽通院などで利用した公共交通機関の運賃
- ▽やむを得ず利用した公共交通機関以外の運賃
- ▽介護保険制度のもとで提供される一定の施設、居宅サービスの対価

■医療費控除の対象とはならないもの（例）

- ▽インフルエンザなどの予防接種費用
- ▽人間ドッグなどの健康診断の費用
（診断の結果、重大な疾病が発見され治療を受けた場合は医療費控除の対象となります。）
- ▽眼鏡などの購入費
（白内障手術後のサングラスなど、治療に直接必要であった場合は医療費控除の対象となります。）
- ▽美容整形のために行う歯列矯正の費用
- ▽疾病予防や健康増進などのための医薬品の購入費
- ▽いざというときのために購入した置き薬の購入費
- ▽緊急でない場合に利用したタクシーの運賃

■おむつ代について

要介護者のおむつ代は、医療費控除の対象になる場合があります。申告には「領収書」のほかに「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降の申告で、介護保険の要介護認定の際に用いる主治医意見書で「寝た

きりの状態及び尿失禁の発生の可能性が高い場合」に限り、医師の「おむつ使用証明書」に代えて、健康介護課が発行する確認書類により申告することができます。必要な方は健康介護課へお越しください。

■株式の譲渡所得などを申告する場合はご注意ください

株式の譲渡所得や配当所得は申告不要とされている場合がありますが、その所得を申告した場合は国民健康保険税や介護保険料などの算定の基礎に含まれます。

申告することによるメリット・デメリットなど影響をよく考慮した上で、申告するかどうかをご自分で選択してください。

【申告書の送付】

昨年の申告内容を参考に、町県民税の申告が必要と思われる方には1月下旬に役場から申告書を送付します。（確定申告書については、半田税務署にお尋ねください。）

申告が必要なのに申告書が届かない方や新たに申告が必要になった方は、申告会場や役場で申告書を用意していますので申し出てください。

【申告書の作成・提出】

申告会場は大変混雑します。確定申告書は「申告書の手引き」や「国税庁ホームページ」などを参考に、自分で申告書を作成してはいかがでしょうか。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力することで、簡単に確定申告書を作成することができます。作成した確定申告書を印刷し、税務署へ郵送もしくは持参することで提出することができます。

確定申告書の作成には、**国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」**をご利用ください。



☆所得税の確定申告書送付先
〒475-8686 半田市宮路町50-5
半田税務署 ☎(21)3141

町県民税の申告書についても「町民税・県民税申告書の書き方について」を参考に自分で申告書を作成し、役場宛へ郵送もしくは持参することで提出することができます。

☆町県民税申告書の送付先
〒470-2292 阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町役場税務課住民税係
☎(48)1111（内1111・1112）